

売買取引の条件の公表

2022年4月 1 日
福岡中央魚市場株式会社

福岡市中央卸市場業務条例(以下、条例という)第 46 条及び福岡市中央卸売市場業務条例施行規則(以下、規則という)第 54 条の規定により、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

(1) 営業日及び営業時間並びに販売時間及びせり時間

営業日は市場開場日とする。(開休市日は当社ホームページに掲載)

営業時間は、7 時 00 分から 15 時 00 分(事務部門)

卸売に関する営業時間並びに販売時間及びせり時間は各担当営業部門にお問い合わせ下さい。

(2) 取扱品目

生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める食料品等。

(3) 取扱物品の引渡しの方法

当鮮魚市場内の卸売場又は規則で定める市場外保管場所並びに会社が別に定めた場所で行うこととします。

(4) 委託手数料の率その他の取扱物品の卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

委託手数料 100分の5. 50

通信費・運送費・売買仕切金送料・保管料・氷代・調整費、その他当社が立替えた費用は委託者の負担とする。

買付物品に関しては、個別に協議の上決定することとします。

(5)取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

売買仕切金の支払いは、翌日までに送金にて行うこととします。

但し、別途双方の合意により支払い条件の取り決めをした場合は、それに従うこととします。

また、委託者の要請等により現金で支払う場合は、当社事務所内の現金支払窓口にて支払うこととします。

買付物品に関しては、個別に協議の上決定することとします。

(6)売買取引に関して出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類、内容及びその額

完納奨励金(卸売代金の早期の完納を奨励するため、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付する奨励金) 販売金額の 1000分の2.0